

令和元年度 第 1 回 北海道支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和元年 8 月 1 日 (木) 北海道支社 3 階会議室	
委員 (五十音順、敬称略)	杉山 隆文 (北海道大学大学院工学研究院教授) 田村 亨 (北海商科大学教授) 富岡 公治 (弁護士) 舟橋 健市 (公認会計士・税理士) 山本 哲生 (北海道大学大学院法学研究科教授) 吉見 宏 (北海道大学大学院経済学研究院教授)	
審議対象期間	平成 3 0 年 1 0 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日	
抽出案件	総件数 5 件	備 考
○工事	3 件	
・ 一般競争	1 件	(発注工事なし)
・ 条件付一般競争	1 件	・ 札幌自動車道 丘珠高架橋はく落対策工事
・ 拡大型指名競争	1 件	・ 北海道支社管内 直流電源設備更新工事
・ 随意契約	1 件	・ 道央自動車道 メップ川橋応急復旧工事
○調査等	1 件	・ 道央自動車道 苫小牧中央 IC 管理ヤード立木調査等業務
○物品・役務	1 件	・ 札幌管理事務所管内 灯油購入単価契約
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【平成30年度第2回入札監視委員会審議概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【入札監視統一事務局の報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【入札・契約手続きの運用状況】</p> <p>「工事等業務の発注状況」</p> <p>「競争参加資格停止等の運用状況」</p> <p>「一次苦情及び一次説明処理状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>【抽出事案の審議】</p> <p>「札幌自動車道 丘珠高架橋はく落対策工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加者が入札価格を決めるにあたり、工法や補修範囲等はどのように判断しているのか。 ・補修範囲の中でもはく離の深さや広さがそれぞれ異なると思われるが、それらは写真等で明らかにして入札公告することになるのか。 ・受注後、補修工事を始めてから、想定よりもはく離の程度がひどいとなった場合はどのように対応するのか。 ・追加するとなった場合、契約金額はどうなるのか。 ・今回、競争参加者の入札価格に相当開きがあるが、今あった質問による部分に関係しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書や設計図に明示していますので、それらを基に金額を見積ることとなります。 ・はく落対策は、はく離箇所のみ部分的に行うわけではなく、交差する道路に対して一定の範囲で実施します。その範囲を図面に示していますので、参加者は図面を見ればどの範囲をどのような形で工事するかが分かることとなります。 ・ケースバイケースではあるが、その状況に応じて本工事で補修すべきものかどうか、ネクスコで検討することになると思います。 ・総価単価契約として契約しますので、数量が増えればそれに応じて金額も増えることとなります。 ・入札価格については、設計図等に示している当初の発注条件に応じた金額になりますので、金額を見積るための条件はどの参加者においても変わりはありません。

「北海道支社管内 直流電源設備更新工事」

・入札前価格交渉において、交渉の途中で選抜交渉対象者のうち2者が辞退したという形であるが、この場合、選抜された者以外の者を繰り上げて交渉対象者とするのか。

・選抜交渉対象者に選ばれなかった者も入札への参加は可能か。

・交渉対象者を選抜する基準及び選抜から外れた者の入札参加等、より具体的に説明してほしい。

・今回、当初の指名に含まれていなかった参加者がいたが、指名から漏れた理由は何か。

・このようなケースもあり得るといえるのか。

・拡大型指名競争入札とするのは、該当する者を指名することでより多くの者に入札へ参加していただきたいという趣旨だと思われる。滅多にないことだと思われるが、このような仕組みの中では指名業者としての漏れはないことが望ましい。

「道央自動車道 メップ川橋応急復旧工事」

・災害復旧方式により手続きをしているが、この「緊急」に該当するかどうかの判断については特段の手続きはないのか。

・選抜交渉対象者以外の者に対しては、交渉を開始する前の段階でその旨を通知しており、交渉の途中で交渉対象者へと繰り上げることはありません。

・入札への参加は可能です。

・入札公告において、入札前価格交渉の対象であること及び入札者に見積書の提出を求め総額が安価な3者との間で交渉を行うことを記載しています。また、価格交渉を実施する対象者として選抜するだけであって入札者を選抜するものではありません。

・入札前価格交渉はネクスコに積算基準がない場合や積算基準によれない場合に公明な見積を取るため採用しているものであるが、案件によっては参加者が非常に多いケースもあり、参加者全員と交渉するには多くの労力を割いていました。契約制限価格として活用するのはそのうちの1者だけであるため、効率的な運用として安価な3者に絞り込んだ上で交渉するという形をとっています。

・会社の施工実績については公共事業のデータベースを基に確認しているが、指名時に確認した際には該当がなかったためです。

・データベースへの登録内容によってはあり得ます。

・「緊急」に該当するかどうかは、技術審議会等の手続きにより判断しているものではありません。点検をした時点で緊急の対応が必要と判断をしたものと考えています。

<p>「道央自動車道 苫小牧中央 IC 管理ヤード立木調査等業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の立木調査については比較的容易な業務内容と思われるが、ネクスコ本体で調査ができないために外注するものなのか、あるいは別の理由で外部業者の調査を必要とするのか、外注した理由を教えてください。 <p>「札幌管理事務所管内 灯油購入単価契約」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 灯油の価格変動について、このスライドの基準は全国で同一のものなのか。あるいは寒冷地であるが故の基準なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査自体は難しいものではないが、調査範囲や本数から見て、外注が必要と判断しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ネクスコ全体は確認していないが、このような考え方で公告しているところが多い。北海道支社管内ではすべてこの考え方で実施しています。
<p>【審議結果の報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札方式別に抽出した5件についての工事等の概要、業者選定理由、入札までの経緯の説明を受け、当委員会において審議したところ、適正に処理されていると考えられます。 	